

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年10月15日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	宮城県
3. 市区町村名	角田市
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.kakuda.lg.jp/soumu/page00123.shtml

執行機関名 角田市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	角田市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例(平成16年角田市条例第20号)による母子・父子家庭の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		角田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 3の項 角田市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例(平成16年角田市条例第20号)による母子・父子家庭の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第1条	角田市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例(平成16年角田市条例第20号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、 <u>その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。</u>	第1条 この条例は、配偶者のない女子又は男子及び現にその者に監護されている児童で構成されている家庭並びに父母のない児童を含む家庭(以下「母子・父子家庭」という。)に対して医療費を助成することにより、母子・父子家庭の生活の安定と福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		角田市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例(平成16年角田市条例第20号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号	角田市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例第5条第1項、第3項
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第一号(同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	角田市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例(平成16年角田市条例第20号)第5条第1項の母子・父子家庭医療費の受給資格の登録の申請(同条第3項の更新の登録の申請を含む。以下この号及び第24条第1号において同じ。)の受理、その申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号 イ	角田市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例第3条第2項、第6条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報
事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号	角田市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例第7条第2項
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第一号(同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	角田市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例第7条第2項の母子・父子家庭医療費の受給資格の登録事項の変更の受理、その届出に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号 イ	角田市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例第3条第2項、第6条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報
備考		

○角田市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例

平成16年9月27日条例第20号

改正

平成16年12月20日条例第23号

平成17年3月29日条例第4号

平成20年3月25日条例第16号

平成20年9月30日条例第30号

平成21年6月19日条例第15号

平成23年3月25日条例第3号

平成24年6月18日条例第14号

平成26年9月26日条例第18号

平成26年9月26日条例第19号

平成27年3月3日条例第7号

角田市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例

母子・父子家庭医療費の助成に関する条例（平成3年角田市条例第16号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、配偶者のない女子又は男子及び現にその者に監護されている児童で構成されている家庭並びに父母のない児童を含む家庭（以下「母子・父子家庭」という。）に対して医療費を助成することにより、母子・父子家庭の生活の安定と福祉の増進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 母子家庭の母 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は配偶者（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第3項に規定する配偶者をいう。）が同法第10条第1項の規定による命令を受けた女子で現に児童（18歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者をいう。以下同じ。）を監護している者をいう。
- （2） 父子家庭の父 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男子又は配偶者（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第3項に規定する配偶者をいう。）が同法第10条第1項の規定による命令を受けた男子で現に児童を監護して

いる者をいう。

(3) 父母のない児童 規則で定める父母のない児童をいう。

(4) 医療保険各法 次に掲げる法律をいう。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）

イ 船員保険法（昭和14年法律第73号）

ウ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

エ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）

オ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

カ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

（助成対象者）

第3条 この条例による医療費の助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、市内に住所を有する前条第1号から第4号までのいずれかに該当する者であって、医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による医療に関する給付を受けることができるもの（被保険者及びその被扶養者をいう。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成対象者としな

(1) 他の市町村における地方単独医療費助成制度の助成の対象として登録をしている者

(2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条により支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条の規定による支援給付を含む。）を受ける者

(3) 角田市子ども医療費の助成に関する条例（平成16年角田市条例第18号）第3条に規定する医療費の助成対象者及び角田市心身障害者医療費の助成に関する条例（平成16年角田市条例第19号）第3条に規定する医療費の助成対象者

(4) 母子家庭の母又は父子家庭の父の前年（1月から9月までに医療の給付を受けた場合にあつては、前々年をいう。以下同じ。）の所得（規則で定める所得の範囲及び所得の額の計算方法により算出した額をいう。以下同じ。）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該母子家庭の母

又は父子家庭の父の扶養親族等でない児童で当該母子家庭の母又は父子家庭の父が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上である母子・父子家庭の母又は父及び児童

- (5) 父母のない児童を養育する者（以下「養育者」という。）又は母子家庭の母、父子家庭の父若しくは養育者の配偶者又は母子家庭の母若しくは父子家庭の父の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）で、これと生計を同じくするもの又は養育者の扶養義務者で、その養育者の生計を維持するものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、規則で定める額以上である母子・父子家庭の母又は父及び児童

(助成)

第4条 市は、助成対象者に係る医療費のうち、医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第67条第1項に定める一部負担金（法令の規定に基づく国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付の額並びに保険者等の負担による高額療養費、高額介護合算療養費及び附加給付の額を控除するものとする。以下単に「一部負担金」という。）について次に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を超える場合における当該超える額に相当する額を当該助成対象者に助成する。ただし、入院時食事療養費及び入院時生活療養費を除く。

(1) 入院 1件につき2,000円

(2) 通院 1件につき1,000円

2 前項の規定は、助成対象者が当該療養の給付に代えて、一部負担金を支払った日から2年以内のものに限るものとする。

3 助成対象者が月の中途において、第3条第1項に規定する助成対象者でなくなった場合は、その該当しなくなった日の属する月の末日まで助成する。

4 第1項の規定は、助成対象者が次条の規定により、受給資格の登録の申請をした日（やむを得ない理由により当該申請ができなかった場合において、その理由がやんだ後30日以内にその申請をしたときは、やむを得ない理由により申請をすることができなくなった日）以後受けた医療に係るものに限るものとする。

5 前各項の規定にかかわらず、特に市長が必要と認めたときは、医療費の助成を行うことができるものとする。

(受給資格の登録)

第5条 医療費の助成を受けようとする助成対象者は、あらかじめ規則で定める登録申請書を市長に提出し、受給資格の登録を受けなければならない。

2 前項に規定する登録は、登録した日以後において最初に到来する9月30日まで有効とする。

3 受給資格の登録を受けた助成対象者が、当該登録の有効期間の満了後も引き続き医療費の助成を受けようとするときは、規則で定める更新登録申請書を市長に提出し、受給資格の更新の登録を受けなければならない。

4 登録の申請は、助成を受けようとする者が第2条第1号から第3号までに掲げる者にあつては当該母子家庭の母又は父子家庭の父が、第2条第4号に掲げる者の場合にあつては養育者（扶養する者がいない場合は当該児童）が行わなければならない。

5 市長は、第1項又は第3項の規定による登録申請書又は更新登録申請書を受理したときは、内容を審査のうえその結果を通知するものとする。

（所得額の確認）

第6条 市長は、前条に定める登録申請（更新申請を含む。）の審査に際し、第3条第2項第4号及び第5号に定める所得の額並びに第4条第1項に定める一部負担金の額を決定する場合において、助成対象者及び助成対象者と生計を同じくする者に係る医療保険上における被保険者又は被扶養者の所得の額を確認する必要があるときは、課税台帳その他公簿等により確認することができるものとする。

（受給者証の交付等）

第7条 市長は、第5条第1項又は第3項の規定により受給資格を登録した者（以下「受給者」という。）に対し、受給者証を交付するものとする。

2 受給者は、受給資格の登録事項に変更があつたときは、速やかに市長に届け出なければならない。

3 受給者は、転出等の理由により受給資格を喪失したときは、規則で定める返納届を速やかに市長に提出するとともに、受給者証を返納しなければならない。

（受給者証の提示）

第8条 受給者は、医療機関等において療養の給付を受けようとするときは、当該医療機関等に対し、被保険者証又は組合員証とともに受給者証を提示しなければならない。

（助成の申請）

第9条 受給者は、この条例に基づく助成を受けようとするときは、規則で定める助成申請書によ

り市長に申請しなければならない。ただし、死亡等の事由により受給者が申請することができないときは、受給者に代わって助成対象者を新たに監護する者又は市長が定める者が申請するものとする。

(助成の決定及び交付)

第10条 市長は、前条の規定により受給者から申請があったときは、その内容を審査のうえ当該申請に係る助成額を決定し、規則で定める助成決定通知書により当該受給者に通知し、助成金を交付するものとする。

(譲渡又は担保の禁止)

第11条 医療費の助成を受ける権利は、他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(損害賠償との調整)

第12条 市長は、助成対象者の療養の原因となった傷病が、第三者の行為によって生じたものであり、当該助成対象者に対して第三者から賠償又は補てんが行われたときは、その価額の限度において助成の全部若しくは一部を行わず、又は既に助成した金額の全部若しくは一部を返還させることができるものとする。

(助成金の返還)

第13条 市長は、虚偽の申請その他不正な行為により、この条例による助成を受けた者がいるときは、その者から当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、平成16年10月1日から施行し、同日以後の療養の給付に係る医療費から適用する。

(受給資格の登録等の特例)

2 この条例の規定により母子・父子家庭医療費の助成の対象となる者に係る第5条から第7条までの規定に関する事務については、この条例の公布の日から行うことができるものとする。

(経過措置)

3 この条例施行の際現に改正前の母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の規定によりなされた医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成16年12月20日条例第23号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月29日条例第4号)

この条例は、平成17年10月1日から施行し、同日以後の療養の給付に係る医療費から適用する。

附 則 (平成20年3月25日条例第16号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年9月30日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年6月19日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年3月25日条例第3号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年10月1日から施行する。

附 則 (平成24年6月18日条例第14号)

この条例は、平成24年7月9日から施行する。

附 則 (平成26年9月26日条例第18号)

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則 (平成26年9月26日条例第19号)

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月3日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。